

議案第20号

町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2024年9月18日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、障がい者及びその介助者が観覧料の免除を受ける場合の
手続に関する規定を改めるため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市民文学館条例施行規則を一部改正したい。
なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

障がい者及びその介助者（以下「障がい者等」といいます。）
が観覧料の免除を受ける場合の手續に関する規定を改めるた
め、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 観覧料の免除の対象に、障がい者の介助者を加えます。
(第13条関係)
- (2) 障がい者等が観覧料の免除を受ける場合の申請及び承認
に関する規定を加えます。(第13条関係)
- (3) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和6年10月1日から施行します。

4 補足説明

障がい者等の観覧料の免除については、免除申請書の提出を
求め、その審査にあたっては手帳の提示による確認を行い、承
認書の交付を行うことにより承認しています。手續きの簡略化
による障がい者等の利便性の向上及び当館の事務処理の効率
化を目的として、手帳の提示をもって申請書の提出に代えるた
め、本規則を改正するものです。

町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則

町田市民文学館条例施行規則（平成18年7月町田市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(指定文学館資料の館内閲覧)</p> <p>第3条 条例第9条第1項の規定により指定文学館資料の館内閲覧をしようとする者は、町田市民文学館資料館内閲覧申請書（第1号様式）を町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(観覧料等の免除)</p> <p>第13条 条例第14条の規定により観覧料を免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づく身体障害者手帳又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳等の交付を受けている者（以下この条において「障がい者」という。）及びその介助を行う者（障がい者1人につき1人に限る。）が観覧するとき。 半額</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により観覧料又は使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ町田市民文学館観覧料・会議室等使用料免除申請書（第11号様式。以下この項及び次項において「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければな</p>	<p>(指定文学館資料の館内閲覧)</p> <p>第3条 条例第9条第1項の規定により指定文学館資料を館内閲覧しようとする者は、町田市民文学館資料館内閲覧申請書（第1号様式）を町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(観覧料等の免除)</p> <p>第13条 条例第14条の規定により観覧料を免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づく身体障害者手帳又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳等の交付を受けている者が観覧するとき。 半額</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により観覧料又は使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ町田市民文学館観覧料・会議室等使用料免除申請書（第11号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>

らない。ただし、第1項第2号に該当することにより観覧料の免除を受けようとする者にあつては、障がい者であることを証する手帳等の提示をもって申請書の提出に代えることができる。

4 教育委員会は、前項に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請が申請書の提出による場合にあつては町田市民文学館観覧料・会議室等使用料免除承認書（第12号様式）を申請者に交付し、手帳等の提示による場合にあつては別に定める方法によりその旨を通知するものとする。

4 教育委員会は、前項に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、町田市民文学館観覧料・会議室等使用料免除承認書（第12号様式）を申請者に交付する。

第1号様式中「を館内閲覧したく」を「の館内閲覧をしたく」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式新旧対照表（改正前）

第1号様式(第3条関係)

町田市民文学館資料館内閲覧申請書

年 月 日

町田市教育委員会 様

住 所
申請者 氏 名
電 話

次のとおり文学館資料を館内閲覧したく、町田市民文学館条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。

閲 覧 時 間	<input type="checkbox"/> 閲覧貸出時間 時 分 担当者
	<input type="checkbox"/> 返 却 時 間 時 分 担当者
閲 覧 目 的	

No	資料名	数量
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

様式新旧対照表（改正後）

第 1 号様式(第 3 条関係)

町田市民文学館資料館内閲覧申請書

年 月 日

町田市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり文学館資料の館内閲覧をしたく、町田市民文学館条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により申請します。

閱 覧 時 間	<input type="checkbox"/> 閲覧貸出時間 時 分 担当者
	<input type="checkbox"/> 返 却 時 間 時 分 担当者
閱 覧 目 的	

No	資料名	数量
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		